

令和6年度 税制改正要望

令和5年11月1日
公益社団法人 日本農業法人協会

1 スマート農業の実装加速化に向けた税制控除制度の創設（法人税・所得税・登録免許税）

スマート農業の実装加速化に向け、農業者等がスマート農業機械等を導入する場合の税制上の特例措置を創設すること。また、スマート農業技術等の新技術の研究開発を進めるメーカー等の新規参入や事業発展を促す税制上の特例措置を講じること。

【理由】

労働力不足は年々深刻化しており、農業生産を持続化させ、さらに生産性の向上等による効率的かつ安定的な経営を実現するためには、農業現場へのスマート技術等の新技術の導入が不可欠である。

そのためには、スマート農業機械やそれと合わせて整備する施設等への投資、技術が十分に進んでいない分野の研究開発・実用化や低コスト化を強力に推進する必要があることから、スマート農業の導入初期にかかる負担軽減やスマート技術等の新技術の開発を進めるメーカー、スタートアップ等の新規参入や事業発展を促す税制上の特例措置が必要である。

2 農地中間管理権の取得に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税・都市計画税）

農業者が所有する全農地を新たにまとめて農地中間管理機構へ10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税及び都市計画税が3年間（15年以上の期間で貸し付けた場合は5年間）1/2に軽減される措置を継続すること。また、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に基づく「地域計画の特例」により「自己戻し」をする場合も対象に含めるなど、適用要件を緩和すること。

【理由】

担い手への農地集積・集約化に向け、複数の所有者から農地を借受けてまとまった形で農地を転貸する農地中間管理機構の役割を維持・強化するためには、離農者等の農地の出し手に対して引き続きメリットを与える必要がある。

また、農業経営基盤強化促進法等の一部改正で「地域計画の特例」によって所有者等の農地の貸付先を農地中間管理機構に限定することが可能となり、この際、農地バンクから所有者等に貸し付ける「自己戻し」も可能とされた。このため、地域計画の特例の活用による農地中間管理機構への一括貸付けにより、地域における農地の集約化を押し進めるためにも、本特例措置に基づき、「自己戻し」する農地の所有者にもインセンティブを与える必要がある。

3 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の延長（登録免許税）

農業経営基盤強化促進法の農地売買等事業において、農地中間管理機構が農用地区域内の農用地を取得する際の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置を延長すること。

【理由】

農地中間管理機構が農地売買等事業を利用するにあたり、離農者等から農地を買い入れて中間保有をする際に発生した取得費用が売買価格へ転嫁されることから、担い手が農地集積・集約を円滑に進めるためには登録免許税を極力軽減する必要がある。

4 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油取得税）

農業用機械等の動力源である軽油の引取りに係る軽油引取税について、課税免除の継続を行うこと。

【理由】

担い手の高齢化や農業就業人口が減少する中で、今後も農地の流動化による経営規模の拡大には大型機械の利用がさらに増えることが見込まれるため、農業者のコスト削減や省力化に資する措置を継続する必要がある。

5 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の延長（所得税・法人税）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき環境負荷低減に係る計画の認定を受けた農業者が、一定の機械装置、建物等の取得等をして環境負荷低減に係る活動の用に供した場合には、その取得価格の32%（建物等については16%）の特別償却ができる措置等を延長すること。

【理由】

「みどりの食料システム戦略」の2030年及び2050年までに目指す姿の実現に向け、食料の安定供給の責めを果たすとともに、持続可能な環境にやさしい農業への積極的に取り組むためには、化学肥料・農薬の使用低減に資する技術の導入や化学肥料・農薬に代替する生産資材の安定供給体制の構築等、イノベーションの推進が不可欠である。

このため、これらの必要な設備等の導入初期にかかる負担軽減に資する措置の継続が必要である。

6 輸出事業用資産の割増償却の延長（法人税）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の認定輸出事業者が、一定の輸出事業用資産の取得等をして、輸出事業の用に供した場合には、5年間30%（建物等については35%）の割増償却ができる措置を延長すること。

【理 由】

農業生産の拡大・発展及び食料の安定供給を確保するには国産の農畜産物及び食品の輸出の拡大が極めて重要である。輸出の拡大を加速する上では、生産から現地販売までのバリューチェーン全体を「プロダクトアウト」から「マーケットイン」に徹底的に転換する必要があるが、輸出先国・地域の規制に対応した設備や施設等を整備してから収益化するまでに一定期間を有する。

このため、それらの整備初期にかかる負担軽減に資する措置の継続が必要である。

7 生産資材及び流通加工の業界再編を進めるために必要な税制優遇措置の延長（登録免許税）

農業の生産資材及び農産物の流通・加工について、生産・流通構造の改革を進めて業者間の適正な競争を実現することで、農業者にとって有利な資材や販路を選択できる環境を整備する必要がある。このため、過剰供給状態の業界における業者間の合併や寡占状態の業界における新規参入の促進などの業界再編を促す産業競争力強化法等の税制措置を継続すること。

【理 由】

当協会が提言する生産資材価格引下げや自由に資材調達できる環境・構造の実現にあたっては、適正な競争が行われるよう業界再編を進める必要がある。業界再編のためには法規制の見直しや独占禁止法の運用などあらゆる手法を活用すべきであり、その一つとして税制優遇を措置する必要がある。

以 上